令和3年(2021年)11月29日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会 熊本県公共 李業再評価 監視委員会

令和3年度(2021年度)熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について(報告)

本年度の再評価対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の 規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

令和3年度(2021年度)熊本県公共事業再評価監視委員会報告書

令和3年(2021年)11月29日

「令和3年度(2021年度)再評価対象事業箇所一覧表(別紙2)」の各事業について、 令和3年(2021年)8月6日から令和3年(2021年)11月15日まで4回にわた り審議した結果、下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づく意見】

再評価対象事業(20事業)の対応方針については、提出された各種資料や審議過程における説明を踏まえ、総合的に判断した結果、別添の意見を付して、別紙2のとおり判断します。

令和3年度(2021年度) 熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

		十段(2021千	及 / 然个不么六字条件叮叫人	-3-51 3 - 51 <u>- 51</u>	<u> </u>
整理番号	事業の 種類	路線名 河川名 地区名等	專業名	事業箇所	県の対応方針案
1	道路 (改築)	国道445号 (泉~相良BP)	社会資本整備総合交付金	八代市 ・ 球磨郡五木村	継続
2	道路 (改築)	国道389号 (下田南BP)	広域連携交付金	天草市	継続
3	道路 (改築)	一般県道 下郷北新田線 (北部田工区)	社会資本整備総合交付金	宇城市	継続
4	道路 (改築)	主要地方道 熊本高森線 (久石工区)	社会資本整備総合交付金	阿蘇郡南阿蘇村	継続
5	道路 (改築)	主要地方道 水俣田浦線 (福浦2工区)	社会資本整備総合交付金	葦北郡津奈木町	継続
6	道路 (安全施設)	一般県道 部田見木葉線	防災・安全交付金	玉名郡玉東町	継続
7	道路 (安全施設)	一般果道 方保田山鹿線	防災・安全交付金	山鹿市	継続
8	道路 (安全施設)	主要地方道 熊本菊鹿線	防災・安全交付金	山鹿市	継続
9	河川	御溝川	防災・安全交付金	人吉市	継続
10	用排水施設	第四阿蘇	農業競争力強化農地整備事業 (経営体育成基盤整備事業)	阿蘇市	継続
11	中山間総合	天草中央南	中山間地域農業農村総合整備事業 (中山間地域総合整備事業)	天草市	継続
12	中山間総合	天草中央中	農山漁村地域整備交付金 (中山間地域総合整備事業)	天草市	継続
13	中山間総合	和水東部	農山漁村地域整備交付金 (中山間地域総合整備事業)	玉名郡和水町	継続
14	ほ場整備	白浜	農山漁村地域整備交付金 (畑地帯総合整備事業)	熊本市	継続
15	農道	宇土北部 3 期	農山漁村地域整備交付金 (農道整備事業)	宇土市	継続
16	農地防災	黒石 2 期	農村地域防災減災事業	熊本市	継続
17	農地防災	馬場楠井手	農村地域防災減災事業	菊池郡菊陽町	継続
18	林道	池ノ原走水線	果営林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	八代市	継続
19	道路 (改築)	国道324号 (本渡道路)	地域連携推進改築	天草市	継続
20	街路	都市計画道路 益城中央線ほか1線	社会資本整備総合交付金	上益城郡益城町	継続

	別紙	2
Ų Ż	果の対応方針案に 対する委員会意見	į
	:妥当,×:不当	

一括審議事業の報告書

一括して審議した次の事業について、今回の再評価における対応方針「継続」は 妥当である。

1】国道445号 社会資本整備総合交付金 【整理番号

【整理番号 4】主要地方道 熊本高森線 社会資本整備総合交付金

【整理番号 5】主要地方道 水俣田浦線 社会資本整備総合交付金

【整理番号 7】一般県道 方保田山鹿線 防災・安全交付金

【整理番号 8】主要地方道 熊本菊鹿線 防災・安全交付金

【整理番号10】第四阿蘇 農業競争力強化農地整備事業

【整理番号11】天草中央南 中山間地域農業農村総合整備事業

【整理番号12】天草中央中 農山漁村地域整備交付金

【整理番号15】宇土北部3期 農山漁村地域整備交付金

【整理番号16】黒石2期 農村地域防災減災事業

《参考》

一括審議は以下のフロー図に従い委員会で選定された事業を対象としている。

再評価対象事業の対応方針(案) 継続 休止 中止 終了 再開 再評価を受ける年度末 時点において、事業進捗 率が90%を超え、かつ翌 年度に完了する計画で YES あるか(NO 事業全体B/Cが . 1未満であるか NO • 各事業の種類で他に 個別審議がないか YES NO 委員会で個別審議が 個別審議 括審議

個別審議・一括審議選定フロー図

- 個表における今回再評価時のB/Cの算定を省略することができる。 また、委員会においては事業の説明を簡略化(少なくとも、事業概要、事業進捗状況及びその他は説明)することができる。
- 事業全体B/Cが算定できない事業は個別審議とする。
- 個別審議の案件がない場合は、再評価の回数が最も多い事業を個別審議に選定するものとする。 再評価の回数が最も多い事業が複数ある場合は、事業全体 B / C が最も小さい事業を個別審議に選定するものとする。
- 個別審議に選定された事業について、事業進捗率等の状況により委員会の判断で一括審議とすることができる。

【整理番号2】国道389号 広域連携交付金

(事業概要)

一般国道389号は、福岡県大牟田市を起点とし、鹿児島県阿久根市を終点とする幹線道路で、第一次緊急輸送道路に指定されている。しかし、本事業区間は幅員が狭く、車両のすれ違いが困難であり、また、線形不良のため、円滑な通行に支障を来たしている状況である。

このため本事業は、現道拡幅とバイパスを組み合わせた整備によりこれらを解消して、 安全で円滑な走行環境と、地域住民の安全・安心な生活を確保することを目的としてい る。

本事業は、今回3回目の再評価であるが、前回再評価からの5年間で用地取得及び工事進捗に努めてきた結果、用地取得は全て完了し、事業進捗率は、令和3年度(202 1年度)末で76%(事業費ベース) 令和7年度(2025年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、線形不良・幅員狭小を解消し、災害に強い道路を整備し、観光地へのアクセスや産業の活性化を図るとともに、天草地域の第一次緊急輸送道路の機能拡充を図るために重要な事業である。

平成28年度(2016年度)の事業評価後、トンネルや橋梁下部工及び法面等の一部において、当初想定と異なる地質が確認されたため、工法の見直しが必要であることが明らかになった。このことから、事業費を増額し、事業期間を延長したことはやむを得ない。また、車両のすれ違いが困難な箇所や大きく迂回している箇所を解消することによる事業効果は大きく、地元住民、関係機関からも早期整備を求められており、用地買収も完了している。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、国立公園内であることから、引き続き周辺の 自然環境や景観に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号3】一般県道 下郷北新田線 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一般県道下郷北新田線は、宇城市豊野町下郷の主要地方道小川嘉島線との交差点を起点とし、宇城市小川町北新田の国道3号との交差点を終点とする一般県道であり、通学路にも指定されている。しかし、本事業区間は、道路幅員が狭いため、通勤・通学等の日常生活において交通安全に支障を来たしている状況である。

このため本事業は、バイパス整備によりこれらを解消して、安全で円滑な走行環境と、 地域住民の安全・安心な生活を確保することを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であるが、事業計画からの10年間で、用地取得及び 工事進捗に努めてきた。用地取得は今年度完了予定であり、事業進捗率は、令和3年度 (2021年度)末で81%(事業費ベース)、令和5年度(2023年度)に事業完 了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、現道等の交通監路 区間のバイパスとして、歩行者の安全と車両の円滑な 走行環境を確保するために重要な事業である。

用地取得に時間を要したため事業期間を延長したことはやむを得ない。また、本事業 箇所は、通学路でありながら幅員狭小・歩道未整備であり、交通円滑化及び安全確保の ために整備が必要である。更に地元住民及び関係機関からも早期整備を求められている。 以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後は早期の用地取得を図り、また、工事の実施に当たっては、周辺の自然環境や景観に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

隘路:幅が狭くて通行の困難な道

【整理番号6】一般県道 部田見木葉線 防災・安全交付金 |

(事業概要)

一般県道部田見木葉線は、玉名市天水町を起点とし、玉名郡玉東町に至る一般県道であり、事業箇所周辺には、山北小学校、玉東中学校、JR木葉駅、玉東町役場などの公共の施設がある。

また、整備区間は通学路となっているが、歩道が未整備であり玉東町策定の通学路交通安全プログラムにおいて、要対策箇所に位置付けられている。

このため本事業は、幅員2.5 mの歩道整備を行うことにより、歩行者の通行安全性向上を図ることを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初、令和2年度(2020年度)に完了する予定であったが、用地の取得などに期間を要したため、事業期間を4年間延長している。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で77%(事業費ベース)、令和6年度(2024年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、事業区間に小中学校の通学路や周辺に駅、役場などの公共施設があり、歩行者、自転車、多くの車両が混在して道路を利用している状況であることから、歩道を整備し歩行者の安全を確保するために重要な事業である。

用地取得に期間を要したことから事業期間の延長はやむを得ない。また、通学路交通 安全プログラムの対策必要箇所となっており、地元住民、関係機関の要望も強く、用地 買収解決の見通しもある。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」 とすることは妥当である。

なお、工事においては、学校・公安委員会と連携のうえ、歩行者等の安全性向上に資する路面表示など、応急対策の実施も検討するとともに、用地取得を進め、事業の早期 完了を図ること。

【整理番号9】御溝川 防災・安全交付金

(事業概要)

御溝川は、万江川からの取水口を源とし、人吉市の市街地を経て福川に合流する流域 面積 4.68km2、流路延長 7.24km の都市河川である。支川の山江川が合流する中流から 下流にかけては密集市街地を流下しているが、流下能力不足により道路冠水や家屋浸水 が多発する浸水常襲地帯となっている。

このため本事業は、2つの放水路整備と河道改修により、市街地を浸水被害から守り、 治水安全度の向上を図ることを目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であるが、二次放水路については用地取得が完了し、 平成30年度(2018年度)からは本格的に工事着手するなど事業進展が図られている。事業進捗率は令和3年度(2021年度)末で36%(事業費ベース)、令和14年度(2032年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、2つの放水路整備と河道改修を行うことで、市街地を浸水被害から守り、 治水安全度の向上を図るものとして重要な事業である。

本河川は、河川断面が狭く、毎年のように周辺における家屋浸水や道路冠水を繰り返し、令和2年7月豪雨においても被害が発生しているため事業を早急に進める必要がある。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、近年、豪雨災害の頻度が高まっている状況を踏まえ、球磨川流域全体の河川計画との整合性を取り、周辺の自然環境にも配慮するとともに、地元住民への丁寧な説明に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号13】和水東部 農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業)

(事業概要)

和水東部地区は、和水町の旧三加和町に位置し、周囲を山に囲まれ、十町川やその他の中小河川の谷沿いに広がる水田地帯である。

農地は未整備であることから、面積が狭くてかつ不整形であり、道路の幅員も狭いため、農作業の効率化や省力化に支障をきたしており、生産性が低い状況にある。また、 水路の多くは、用水と排水が兼用の土水路であるため、水路の維持管理や水管理にも多 くの労力を要している。

このため本事業は、区画整理工において、農地の区画、農道、用水路及び排水路を一体的に整備し、農作業の効率化や生産性の向上、耕作放棄地の防止を図ることを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では平成29年度(2017年度)に完了する予定であったが、事業区域の追加等に伴う計画変更や地元調整に時間を要したことから、事業期間を6年間延長している。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で88%(事業費ベース)、令和5年度(2023年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、区画整理を行うことにより、農地、農道、用水路及び排水路を一体的に整備することで、農業生産性の向上や営農の効率化・省力化、耕作放棄地の防止を図るものとして重要な事業である。

事業着手後、新たな地区編入による計画変更や土地所有者の相続関係の調整に時間を要したことから、事業期間の延長はやむを得ない。また、既に整備が完了した工区では、農地一区画当たりの面積が増大し、農道も整備されて大型機械の導入による農作業が可能となり、耕作放棄地の抑制にも繋がるなど事業効果が現れている。加えて受益農家からも未完了工区の早期完了を求められている。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、引き続き周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号14】白浜 農山漁村地域整備交付金(畑地帯総合整備事業)

(事業概要)

白浜地区は、熊本市西区河内町と玉名市天水町に位置し、金峰山西側の山麓に広がる 樹園地であり、県内で有数の温州ミカンの生産地となっている。

地区内は、急峻で地形条件が厳しいことから、既存の道路は幅員が狭く、農耕車のすれ違いや大型車の通行が困難な状況である。また、樹園地も急勾配であるため、作物への灌水作業に多大な労力を要しており、降雨による農地の浸食や法面崩壊等も見られる。このため本事業は、農道整備、スプリンクラーの設置、及び排水路の整備を実施し、農作業の省力化及び農地の災害防止を目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では平成29年度(2017年度)に完了する予定であったが、工事用道路の確保、及び熊本地震に伴う用地境界の点検作業などに時間を要したことから、事業期間を11年間延長している。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で63%(事業費ベース)、令和10年度(2028年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、農道、スプリンクラー及び排水路を整備することで、農業生産性の向上や営農の効率化・省力化、農地の浸食や崩壊等の防止を図るものとして重要な事業である。

用地買収に対する同意が一部で得られなかったことや、熊本地震により用地買収予定地の境界座標の点検測量が必要となったことにより、事業期間を延長したことはやむを得ない。また、農道の整備により、通作や出荷の時間短縮、及び農業資材や生産物の搬出入の省力化が図られるなど、事業効果が現れている。加えて受益農家からも未整備箇所の早期完了が求められている。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、引き続き周辺の自然環境と景観に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号17】馬場楠井手 農村地域防災減災事業

(事業概要)

馬場楠井手は、古くから菊陽町馬場楠から熊本市上南部町までの約 180ha の農地に農業用水を供給している重要な農業用水路である。しかしながら、当該水路は大半が土水路となっており、随所で法面の崩壊が見られ、通水の障害となっている。また、法面が崩壊することにより、宅地の倒壊や県道の崩壊の恐れがあるほか、浸食で流亡した土砂等が水路を閉塞し溢水した場合には、周辺の農地や宅地に甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

このため本事業は、水路護岸の早急な整備によって浸食や崩落の未然防止を図ること を目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では平成28年度(2016年度)に完了する予定であったが、用地取得の難航とともに、平成28年熊本地震などの自然災害に起因する新たな護岸の変状(陥没、はらみ出しなど)への対策区間が追加となったことから、事業期間を8年間延長している。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で87%(事業費ベース)、令和6年度(2024年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、大半が土水路である既設水路において、水路護岸の整備により、随所で発生する水路法面の浸食や崩壊、これに伴う水路閉塞及び農地や宅地への被害を未然に防止するものとして重要な事業である。

用地取得に時間を要したことや熊本地震等の影響により新たに発生した護岸変状へ の追加の対策により事業期間を延長したことはやむを得ない。

一方、既に整備を終えた区間では、法面の浸食・崩壊の未然防止が図られ、農業用水の安定供給、維持管理の軽減に繋がるなど事業効果が現れており、地元住民等からも未整備区間の早期完了が強く求められている。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、事業区間に史跡「鼻ぐり井手」を含むなど、 水資源の豊富な熊本を代表する歴史的・文化的景観を持つ地域であることを踏まえ、専 門家や一般市民に意見を求めるなど十分に配慮しながら、事業の早期完了を図ること。

【整理番号18】池ノ原走水線 県営林道事業(地方創生道整備推進交付金)

(事業概要)

池ノ原走水線は、八代市に位置し、市の東部の森林地帯を南北に縦断する林道である。 利用区域内は、木材として利用可能な森林が89%を占めており、充実した森林資源の 有効活用のため早急な整備が求められている。

このため本事業は、基盤となる林道を開設することにより、適正な森林整備を促進し、 森林の有する公益的機能や林業生産性の向上を目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では、最終的に4工区体制で事業を行い令和3年度(2021年度)に完了する予定であったが、平成28年熊本地震やその後の豪雨災害の影響により工事の入札不調が発生し、余儀なく2工区体制での事業実施となったことから、事業期間を7年間延長している。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で39%(事業費ベース)、令和10年度(2028年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、林道を開設することで、森林の有する公益的機能や林業生産性の向上を図るものとして重要な事業である。

入札不調等の影響を受け事業期間を延長したことはやむを得ない。また、事業効果が期待されており、利用区域内の森林資源の有効活用のため事業の早期完了が求められている。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、発生した残土が土砂災害の原因とならないように適切に処理し、引き続き周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号19】国道324号(本渡道路)地域連携推進改築事業

(事業概要)

国道324号は、長崎市を起点とし宇城市三角町を終点とする幹線道路であり、第一次緊急輸送道路に指定されている。天草上島と下島を結ぶ唯一の車両通行が可能な道路は天草瀬戸大橋のみであり、その周辺では、朝・夕のピーク時に慢性的な渋滞が発生し、車両の通行に支障を来たしている。

このため本事業は、「熊本天草幹線道路 1」の一部区間として、天草市志柿町から天草市港町の間に新たなバイパスを整備し、「90分構想 2」の実現や交通の円滑化、災害時の代替路確保を目的としている。

本事業は今回、事業の最終年度を迎えるにあたり、事業費を再精査したところ、全体事業費が増額になったことから、社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断し、2回目の再評価を実施したものである。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で78%(事業費ベース)、令和4年度(2022年度)に事業完了となる見込みである。

1 熊本天草幹線道路:熊本市を起点とし、天草市を終点とする延長約70kmの地域高規格道路。

2 90分構想:自動車交通により物流・人流の円滑化を図るため、熊本都市圏と県内主要

都市とを90分で結ぶ構想。

(付帯意見案)

本事業は、「90 分構想」の実現や、交通路のリダンダンシー を確保することで、地域住民の安全・安心な暮らしを守るとともに、地域はもとより県全体の産業や観光振興など、経済活動等を促進するために重要な事業である。

週休二日制導入による労働環境の改善に伴う諸経費等の増や、当初想定と異なる地層が確認されたことによる工法の見直しにより、事業費が増額になることはやむを得ない。また、道路の整備により渋滞の解消につながるほか、災害時の緊急用途にも活用することができ、交通事情について十分な改善効果が期待され、関係団体等から早急の完成が望まれている。現在、下部工は完了し、上部工およびランプ部工事を残すのみとなっており、事業進捗は順調である。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては周辺海域の環境等に配慮し、計画どおりの事業 完了を図ること。

リダンダンシー:自然災害等による障害発生時に、一部施設の破壊が全体の機能不全につながらない ように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用 意されているような性質を示す。

【整理番号20】都市計画道路益城中央線ほか1線 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

都市計画道路益城中央線は、都市の骨格を形成する幹線道路であり、第二次緊急輸送 道路にも指定されている。しかし、本事業区間は朝夕などに渋滞が発生し、地域の暮ら しや経済活動に与える影響が大きなものとなっている。さらに、歩道幅員が不足し、歩 行者や自転車が安全に通行できない状況である。

また、熊本地震の際には、沿道建物が倒壊し通行を阻害され、避難や支援、復旧活動に支障を来たすなどの防災面の課題が確認された状況である。

このため本事業は、車両交通の円滑化並びに歩行者等の安全な通行空間の確保や防災機能の向上を図り、災害に強い安全で、安心なまちづくりを実現することを目的としている。

本事業は今回、全体事業費が増額となることが判明したことから、社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断し、1回目の再評価を実施したものである。事業進捗率は、令和3年度(2021年度)末で77%(事業費ベース)令和7年度(2025年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見案)

本事業は、熊本地震からの復興を象徴する事業であり、交通の円滑化、安全な歩行空間の確保を図るとともに、災害に強い安全で安心なまちづくりの実現に重要な事業である。

当初、被災された方々の生活再建に向け、早期に事業着手する必要があったため、被災直後の建物を写真等による迅速な方法で評価し、補償費を算出していた。しかし、それ以降に生活や生業の再建が進み、建物の新築・改築が増えたことや、現地における建物調査の実施により補償費が増額となった。それが主な要因となり、事業費が増額になることはやむを得ない。また、地域防災力の向上、地域経済の発展のために、地域住民や関係機関からも早期整備を求められている。以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後も被災された方々に寄り添いながら、早期の用地取得を図り、また、工事の実施に当たっては、更なるコスト縮減に努め、遅延することなく事業完了を図ること。